



<p>松江労働基準監督署発表 平成30年3月8日</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="719 342 815 544">担当</td> <td data-bbox="815 342 1382 544"> <p>松江労働基準監督署 副署長 糸賀 淳一 第一方面主任監督官 江原 紀子 電話 0852-31 1166</p> </td> </tr> </table>	担当	<p>松江労働基準監督署 副署長 糸賀 淳一 第一方面主任監督官 江原 紀子 電話 0852-31 1166</p>
担当	<p>松江労働基準監督署 副署長 糸賀 淳一 第一方面主任監督官 江原 紀子 電話 0852-31 1166</p>		

**最低賃金法違反の疑いで書類送検  
(賃金不払の疑い)**

松江労働基準監督署(署長:白名 弘(しらな ひろし))は、本日、最低賃金法違反の疑いで、株式会社介護センターと同社代表取締役Aを松江地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 株式会社介護センター(以下「被疑会社」という。)
- (2) A(被疑会社代表取締役 52歳 男性)

2 事件の概要

被疑会社は、島根県松江市で社会福祉施設を営む事業主、被疑者Aは、その代表取締役として賃金の支払いを含む経営一切を統括する者であるが、被疑者Aは、労働者7名に対し、平成29年7月1日から同年8月31日までの計2か月間の賃金合計1,352,279円を各所定支払日に支払わず、もって島根県最低賃金(1時間718円)以上の賃金を支払わなかったものである。

(参考)

島根県最低賃金は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までは時間額718円であった(平成29年10月1日以降は時間額740円となっている。)

3 罪名・罰条

- (1) 被疑会社に対し

最低賃金法違反

- 同法第 4条第1項(最低賃金の効力)
- 同法第 40条 (罰則)
- 同法第 42条 (両罰規定)

- (2) 被疑者Aに対し

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項 (最低賃金の効力)  
同法第 40 条 (罰則)

---

## 関係法条文

### 【最低賃金法】

#### (最低賃金の効力)

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

4 (省略)

#### (罰則)

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

#### (両罰規定)

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。